



みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第157号

平成22年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけほの町3番6号 ☎(086)262-0175



「中用水機場」の建屋とその内部（11頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175
	下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919
	会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176
	維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310
	基幹水利事業全般（藤田用水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177
	土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区	FAX(086)263-5244
堤防管理事務所	(086)267-3002
	(086)267-3001（FAX兼用） 児島湖水位調整等（操作室）

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
（高谷茂男岡山市長）	
通常総代会提案趣旨説明……………	4
ゴミの投棄をなくしましょう……………	6
通常総代会開催……………	7
平成22年度賦課金・負担金……………	8
平成22年度予算……………	9
平成22年度土地改良事業計画……………	10
事務局機構図……………	11
事務局人事異動……………	12
賦課金にかかる経過報告……………	13
総代視察報告……………	14
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

平成21年度通常総代会挨拶

平成22年 3月10日

理事長 宮 武 博



平成二十一年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

厳しかった寒さもようやく終わりを告げ、柔らかな春の日差しが暖かい今日この頃となりました。

総代の皆様には、ご多忙中のところ、早朝よりご出席いただき、心より厚くお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として、平素から格別のご尽力と、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます議案は、既にご案内申し上げておりますとおり、議案二十件と報告一件を提出しています。

これらの提出議案等の作成にあたりましては、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、建設的なご意見を賜り、適正な議決をお願いいたします。

本年度を振り返って見ますと、昨年八月の総選挙の結果、新政権の誕生により新年度から国庫補助金に係る土地改良事業については大幅な変更があるのではと危惧するものがあります。このことに対し皆様方と一致団結し、行政の協力と助成が今まで以上に必要ではと考えているところでございます。

児島湖を取り囲む約五千ヘクタールの児島湾干拓地の区域は皆様方の協力のもと、児島湾締切堤防等の適正な操作管理により五十年以上にわたり全国に誇れる農業地帯として今日まで発展してまいりました。

当改良区は、児島湾に締切堤防を建設する推進母体として、また、完成後にはその管理に当たる団体として私共の先人たちが苦労を共にし、また、志を一つにして設立されたことは、総代各位におかれましても、先代、先々代の方からお話を聞かされ、その歴史をよくご承知のことと存じます。そして今、時代は変わっても農家組合員の志は大切に、継承していかなければと思っているところでございます。

締切堤防は昭和四十九年十月に堤防の無料通行化が実現し、以後、県管理事業として当改良区において操作作業を受託し適正に操作・管理を行ってきており、今後も引き続き組合員の皆様方の付託に沿うべく確実な操作・管理を行って参ります。

また、地域の農業基盤の充実強化を計るため、国・県・市の農業農村整備事業の予算を可能な限り多く獲得することにつとめ各種土地改良事業を実施することにより、農業基盤の整備充実を今後も進めて参ります。

当改良区は、新たな事業として平成二十年度から従来の役割に加え、農地・水・環境保全向上対策事業等地域ぐるみでの効果の高い共同活動への取り組みにも積極的に関与して地域の向上をはかるとともに当改良区のためにも取り組んでいるところでございます。

次に、財政状況であります。昨年十月八日開催の臨時総代会におきまして平成二十二年度賦課金の改定の議決を多数の賛成によりまして可決決定していただき、永年の懸案でありました賦課金の値上げが実現しましたことは、児島湾土地改良区が今後とも存続していくためには是非とも必要なことであり、皆様方のご協力の賜物と感謝いたしております。

私も説明会に出来る限り出席し、組合員の生の声をお聞きしました。組合員の思いを重く受け止め職員給与の縮減を決定し、昨年の四月より実施しているところであります。

総代各位には当改良区存続のため、役職員が一丸となって改良区としてすべきことをしていることをご理解していただきまして、全組合員の方に賦課金が完全納付になりますように更なるご協力をお願い申し上げます。

現下の厳しい農業情勢の中ではありますが、地区内における農業基盤の一層の充実と土地改良施設の適正な管理を継続して行うためにも、将来を見据えた組織強化を図り、水土里ネット児島湾として、農家組合員に対し、その役割を果たして参りたいと考えています。

次に、管内で実施されている県営かんがい排水事業都六区地区のパイプラインは、平成十八年度より供用開始となり稼動しております。今後も施設の適正な管理により、農作業の自動化・省力化が計られて農家経営に寄与していくものと理解しております

その他三地区のパイプライン工事も、県の厳しい財政状況のもとではありますが、早期完了に向け鋭意進められています。

また、組合員は、関係各事業の早期完了を心から願っていることから、役職員一同早期供用開始に向けて積極的に取り組んで参る所存であります。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

通常総代会へ祝辞

岡山市長
高谷茂男



児島湾土地改良区の平成21年度通常総代会が開催されますことをお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から「児島湾締切堤防」の運営管理や管内の土地改良事業の実施など、農政の推進に格別のご尽力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、岡山市は政令指定都市に移行してまもなく1年を迎えようとしておりますが、全国有数の農業都市であり「水と緑が魅せる心

豊かな庭園都市」を目指す本市にとって、農業は欠かすことのできない重要な産業です。

昨年度策定した「岡山市農業振興ビジョン」に沿って、引き続き、担い手の確保・育成、地産地消の推進、ブランド化などの各種施策を実施し、安全・安心な食を供給する魅力ある農業の振興に努めてまいります。

貴土地改良区には、今後とも、農業振興ならびに地域の安全・安心にご貢献を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴土地改良区のますますのご発展と、お集まりの皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

平成21年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

【議案第 1 号】平成21年度関係土地改良事業 計画変更の議決について

予算の確定と事業実施に伴い内容を詳細に
検討し変更するもので

地 区 数	62地区（増減なし）
前回事業費	698,050千円
変更事業費	707,100千円
増	9,050千円

に変更するものです。

【議案第 2 号】平成21年度㈱日本政策金融公 庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業と、元気な地域づく
り交付金等の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	697,381千円
変更借入額	706,024千円
増	8,643千円

に変更するものです。



【議案第 3 号】平成21年度藤田用水管理事業 実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水
機場の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と
協議の上変更するもので、施設費、電力費等
の増額と点検整備費、施設管理費等の減額が
その主な変更内容です。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画変更
は、パイプラインの作業実績に伴い変更する
もので、整備積立金等を増額し施設管理費等
を減額するものです。

【議案第 4 号】平成21年度基幹水利施設管理 事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託変更 契約締結の議決について

岡山市と締結している基幹水利施設管理事
業藤田・大曲用排水機場操作作業委託契約を
作業内容の変更により75万9千円増額し変更
契約を締結するものです。

【議案第 5 号】平成21年度一般会計・特別会 計収支補正予算の議決について

一般会計では土地改良事業の変更と俸給給
与、保険費及び総代視察研究費の減額変更が
その主なもので、その結果、賦課金調整基金
の取り崩しが1,500万円減額となっています。
俸給給与と保険費の減は昨年四月から職員給
与等の縮減を行った結果が表れたものです。

【議案第 6 号】平成21年度児島湾締切堤防樋 門閘門操作等委託作業計画変更の議決について

【議案第 7 号】平成21年度特別会計児島湾締 切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算 の議決について

作業実施に伴い、岡山県と協議の上内容変
更するもので、その主な内容は、施設管理費
等の減に伴い、施設費、整備補修費等を増額
変更するものです。

【議案第 8 号】平成22年度関係土地改良事業 計画の議決について

新規農山漁村活性化プロジェクト	
支援交付金事業	5地区
継続農山漁村活性化プロジェクト	
支援交付金事業	4地区
継続元気な地域づくり	
交付金事業	7地区
小規模土地改良事業	3地区
非補助土地改良事業	39地区
合 計	58地区
当初計画事業費	8億2千310万円

これは関係機関へ予算要求をしている額で
あります。

【議案第 9 号】平成22年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第 8 号の土地改良事業計画に伴います(株)日本政策金融公庫資金の借入計画及び管内の県営事業 4 地区を含めて、当初借入計画額794,795千円を(株)日本政策金融公庫より借入するものです。

【議案第10号】平成22年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画は作業内容に沿って調整し岡山市が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画はパイプラインの管理運用規程の定めるところにより実施計画を作成したものです。

【議案第11号】平成22年度基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託契約の更新の議決について

本件は基幹水利施設管理事業として受託金額31,920千円以内で岡山市と 1 ケ年の契約を更新するものです。

【議案第12号】平成22年度一般会計・特別会計収支予算の議決について

一般経常費	114,305千円
当初予算案	2,437,609千円

となり、予算の内容につきましては、平成22年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度予算より変わった主な経常経費ですが、支出では、当初予算より職員の俸給給与と保険費で365万 7 千円の減になっています。また、役員と総代の研修を隔年で予算計上しており本年度は役員研修費を57万円計上しています。その他の支出につきましては使用料及び手数料と退任退職給付引当金を増額した予算にしています。

次に収入ですが、挨拶の中でも申しましたが、昨年10月 8 日開催の臨時総代会で平成22年度賦課金の改定議案を可決決定していただき、賦課金を1,000㎡当たり2,000円で計上しています。そのため賦課金調整基金の取り崩しを行っておりません。経常費は、必要最小

限の予算編成としており、1 億1,430万 5 千円です。



【議案第13号】平成22年度賦課金・負担金等徴収の議決について

賦課金であります。賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月 1 日現在地区内にあります農用地に地積割に賦課し、

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を 1 ㎡当たり 1 円20銭とし、都六区地区の農用地に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の事業賦課金は、賦課基準を 1 ㎡当たり 3 円とし、都・大曲地区の農地と曾根・中畦地区の一部農地に地積割により賦課します。

以上については8月 2 日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、農家負担軽減財源 1 千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を連絡協議会より徴収いたします。

【議案第14号】平成22年度役員報酬の議決について

前年どおりの内容です。



【議案第15号】平成22年度児島湾締切堤防樋門・閘門操作等委託作業計画の議決について

【議案第16号】平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について

【議案第17号】平成22年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業契約の更新の議決について

以上3件については、平成22年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものに基つき示されたものです。これらの作業計画の内容により岡山県と2億6,182万9千円以内で1ケ年の契約を更新するものです。

【議案第18号】平成22年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入をおこなうもので、借入限度額を1億円と定めるものです。

【議案第19号】平成22年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

【議案第20号】賦課金調整基金等一時運用の議決について

前年度と同様で平成21年度決算処理を円滑ならしめるため、収入財源に未収金が生じた場合にはその未収額を限度として賦課金調整基金等を一時運用し、平成22年度で戻し入れを行うものです。

次に、報告第1号、合併特例区廃止に伴う定款等の変更についてであります。本件は、本年3月21日で旧灘崎町が岡山市へ編入合併して5年が経過し合併特例区が廃止されることから住所表記等から「灘崎町」の名称が取り除かれるため定款、役員選挙規程、及び規約の中の土地改良区の地区、選挙区等の表示を変更し理事会の議決を経て岡山県知事宛に届出を行うものであります。報告事項ですのでよろしくお願い申し上げます。

本土地改良区を健全に運営するためには、厳しい農業情勢ではありますけれども、何とかしないとの思いで一杯でございます。土地改良区の厳しい財政状況をご理解していただくよう何卒よろしくご協力とご指導を賜りたいと存じます。

新年度の改良区運営は、組合員のための業務運営として、役職員一同全力で職務を全うして参る所存であります。

総代各位におかれましても、格段のご理解とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日、本日の提案趣旨説明といたします。

※ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

家庭からの廃棄物やコーヒー、ビール等の空缶、また、肥料等の空袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む物もあります。

そのためこれらのゴミ処理に児島湾土地改良区は、毎年莫大な経費（約一千万円）を費やしその量は、年々増大しています。

これらを改善するには、川を愛護し、水をきれいにするという一人一人の自覚と認識を更に広めていただき、このことを実行していくことが最善の策と思われます。そして「ゴミを捨てない」運動をより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、潤いと親しみのある環境に皆様と共に行こうではありませんか。

◇平成21年度通常総代会の開催について

平成21年度通常総代会が、平成22年3月10日(水)午前9時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において総代73名、役員13名出席のもとで開催されました。当日の議長には「三谷 一」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の高谷茂男様からメッセージを賜り朗読しました。次に宮武理事長の提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、議案20件が満場一致で原案のとおり可決決定され、報告事項 1 件が承認されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成21年度関係土地改良事業計画変更の議決について |
| 議案第 2 号 | 平成21年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について |
| 議案第 3 号 | 平成21年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について |
| 議案第 4 号 | 平成21年度基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託変更契約締結の議決について |
| 議案第 5 号 | 平成21年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について |
| 議案第 6 号 | 平成21年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画変更の議決について |
| 議案第 7 号 | 平成21年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第 8 号 | 平成22年度関係土地改良事業計画の議決について |
| 議案第 9 号 | 平成22年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について |
| 議案第10号 | 平成22年度藤田用水管理事業実施計画の議決について |
| 議案第11号 | 平成22年度基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場操作作業委託契約の更新の議決について |
| 議案第12号 | 平成22年度一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 議案第13号 | 平成22年度賦課金・負担金等徴収の議決について |
| 議案第14号 | 平成22年度役員報酬の議決について |
| 議案第15号 | 平成22年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業計画の議決について |
| 議案第16号 | 平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について |
| 議案第17号 | 平成22年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業契約の更新の議決について |
| 議案第18号 | 平成22年度一時借入金の議決について |
| 議案第19号 | 平成22年度歳計現金預入先の議決について |
| 議案第20号 | 賦課金調整基金等一時運用の議決について |

II 報告事項

- | | |
|---------|----------------------|
| 報告第 1 号 | 合併特例区廃止に伴う定款等の変更について |
|---------|----------------------|

◇平成22年度賦課金・負担金について

平成22年度賦課金・負担金は次のとおりです。

1. 賦課金

平成22年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成22年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成22年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成22年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

3. 県営事業賦課金《藤田都・大曲地区》

県営かんがい排水事業藤田都・大曲地区の平成22年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成22年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

上記の賦課金は、平成22年度から平成25年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。賦課された組合員からの一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。また、この賦課金は特別会計で処理する。

4. 農家負担軽減財源1,000万円負担金徴収については次のとおりとする。

平成22年度負担区分

覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

5. 徴収期日

平成22年 8月 2日 (全期徴収)

6. 徴収委託先

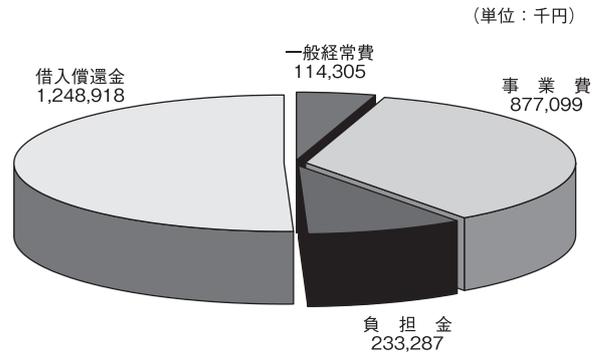
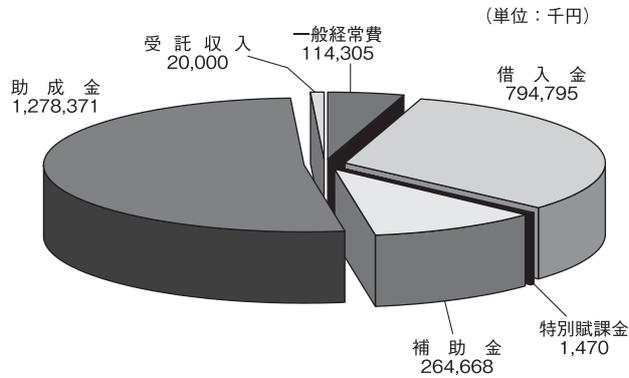
- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

◇平成 22 年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 2,437,609千円

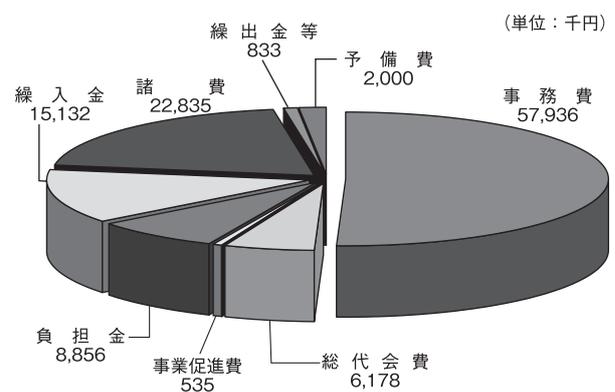
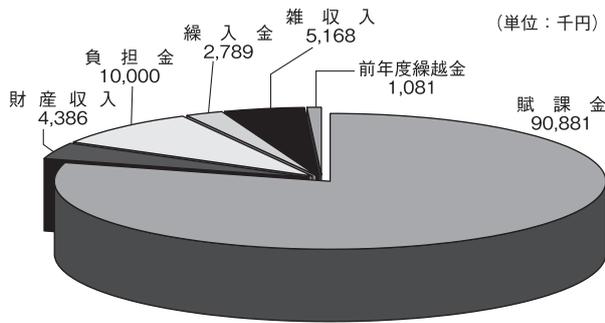
支出合計 2,437,609千円



【一般経常費】

収入合計 114,305千円

支出合計 114,305千円



◇平成22年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	31,920
管理賦課金	3,602
雑収入等	3
合計	35,525

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	4,204		
施設管理費	14,133	2,160	
施設費	600	135	
調査費	168		
諸油脂費	78	78	
整備補修費		50	
電力費	11,274	532	
諸費	1,012	395	3
整備積立金		251	
消費税	451	1	
小計	31,920	3,602	3
合計			35,525

◇平成22年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,410
作業受託収入	261,829
雑収入等	916
計	265,155

[支出] (単位：千円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,502	4,571		674	6,747
施設管理費	101,439	26,057			127,496
施設費	6,720	8,083	10,281		25,084
調査費	98				98
諸油脂費	108	128		243	479
整備補修費		37,871			37,871
電力費	4,275	49,452		2,255	55,982
附帯事務費				2,996	2,996
消費税				5,076	5,076
諸費				3,326	3,326
計	114,142	126,162	10,281	14,570	265,155

◇平成22年度土地改良事業計画について

平成22年度土地改良事業計画は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、元気な地域づくり交付金、小規模、非補助の各事業を合計58地区、事業費82,310万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎新規農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 [5地区 17,600万円]

地区名	
	岡町5番川、沖町3番川、沖町8番川、錦六区汐廻3、西七区5条1

◎継続農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 [4地区 13,000万円]

地区名	
	北七区6条1、明石、東畦2番2、東畦大用水2

◎継続元気な地域づくり交付金事業 [7地区 14,820万円]

地区名	
	錦六区汐廻、錦六区汐廻2、曾根97、曾根108、内尾排水、内尾132、南七区5条

◎小規模土地改良事業 [3地区 3,870万円]

地区名	
	妹尾川沿北、西七区8号、内尾54

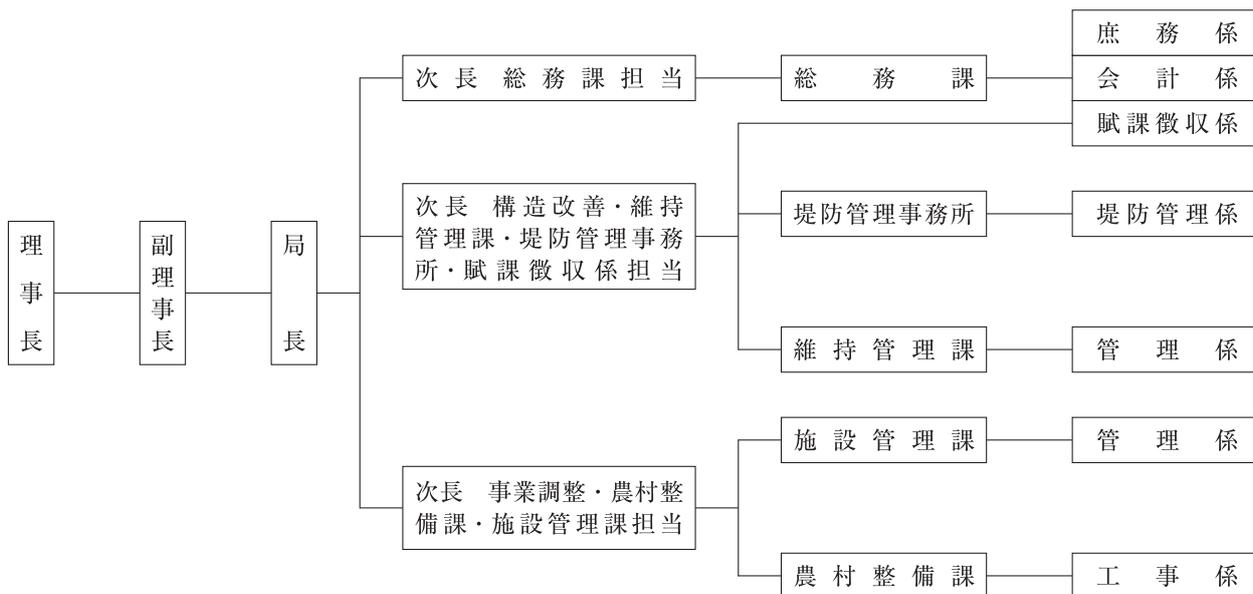
◎非補助土地改良事業 [39地区 33,020万円]

地区名	錦六区11番舗装、曾根17号舗装、東畦21、東畦21-2、内尾108、内尾59、内尾99 中畦130-1、中畦63、西畦沿、錦沖 4 北、錦沖 4 南、錦六区汐廻上 都六区横 1 北 2、都六区横 1 南、鞆津川 1、都縦貫新川樋門、錦西 8 号樋門 錦東39樋門、錦六区悪水樋門 1、錦六区横 1 樋門、宮島上、西七区 5 号 西七区支線25号、西七区支線33号、西七区支線45号、西七区支線53号 北七区支線18号、北七区支線24号、北七区支線54号、北七区支線60号 北七区支線80号、沖 3 番川西樋門、丘 3 番川西樋門、西谷川沖 1 番川樋門、六間上 片岡浜 3 番川、片岡浜 6 番川、東 1 番川
-----	---

◇児島湾土地改良区機構図

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

(平成22年 4 月 1 日現在)



表紙の解説

名称：中用水機場、所在地：岡山市南区中畦、事業名：児島湾沿岸農業水利事業
 設置年：昭和35年、使用目的：用水、受益面積：350.0ha、ポンプ形式：横軸軸流
 ポンプ口径：700^{mm}、台数：1 台、排水量：0.93m³/S

◇事務局人事異動

○採用（平成22年 4 月 1 日付）

堤防管理事務所堤防管理係書記補	西 田 佳 広	（新採用）
総務課会計係書記補庶務係書記補兼務	藤 澤 悟	（新採用）
維持管理課管理係書記補	板 野 行 伸	（新採用）
事務局長（嘱託）	石 井 邦 彦	（更新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	山 内 一 宏	（更新）
次長 構造改善・維持管理課・ 堤防管理事務所・賦課徴収係担当（嘱託）	木 村 芳 樹	（更新）
総務課賦課徴収係書記（嘱託）	可 児 安 巳	（新規）
施設管理課長 管理係長事務取扱	中 西 弘 進	（再任用）
堤防管理事務所副所長 堤防管理係長事務取扱	定 本 美 典	（再任用）
施設管理課管理係書記	槇 尾 太 志	（再任用）

○昇任（平成22年 4 月 1 日付）

次長 総務課担当 総務課長事務取扱	佐 藤 泰 弘	（総務課 課長 庶務係長事務取扱）
維持管理課 課長 管理係長事務取扱	大 野 勝 敬	（維持管理課 管理係長）
農村整備課 課長補佐 工事係長事務取扱	景 哲 朗	（農村整備課 工事係長）
総務課 課長補佐 会計係長事務取扱	継 山 修	（総務課 会計係長）
総務課 賦課徴収係 係長	石 原 猛 裕	（総務課 庶務係主任 兼務賦課徴収係主任）
総務課 庶務係 係長	島 村 智 恵	（総務課 会計係主任）
維持管理課 管理係 主任	佐 藤 秀 明	（維持管理課 管理係書記）
維持管理課 管理係 主任	岡 田 哲 明	（維持管理課 管理係書記）
総務課 会計係 主任	田 宮 克 志	（総務課 会計係書記）
農村整備課 工事係 技師	久 山 聡 弘	（農村整備課 工事係技師補）
農村整備課 工事係 技師	小 西 教 司	（農村整備課 工事係技師補）

○所管換（平成22年 4 月 1 日付）

賦課徴収担当課長 賦課徴収 係長事務取扱を解く	畑 伸 一	（賦課徴収担当課長 賦課徴収 係長事務取扱）
----------------------------	-------	---------------------------

○退職

平成22年 3 月31日付	槇 尾 太 志	（次長 施設管理課担当 施設管理 課長事務取扱 管理係長事務取扱）
平成22年 3 月31日付	西 山 史 雄	（次長 維持管理課・堤防管理事務所 担当 維持管理課長事務取扱）

賦課金にかかる経過報告

水土里ネット児島湾だより第154号から第156号で賦課金にかかる経過を報告してまいりました。それらの経過を経て、平成21年10月8日開催の平成21年度第1回臨時総代会において平成22年度賦課金の改定が可決決定されました。

今回は平成22年度賦課金の改定が決定されるまでの経緯とその結果について再度掲載し組合員の皆様に賦課金の完全納付に当たりましてご理解とご協力をいただきますようお願いするものです。

◇賦課金検討委員会作業部会発足（平成19年3月1日）

○最重要課題である賦課金問題を先送りせず真剣に取り組まねばとの思いで平成19年3月1日に財政の運営並びに原資である賦課金に関し、すべての制度事業について詳細に点検、検証し、組合員への説明責任を果たし、もって、児島湾土地改良区が健全で円滑な事業の執行とより良い改良区として継承していくことを目的とした賦課金検討委員会作業部会を立ち上げて本格的に詳細な検討を始め、多くの資料を基に検討に検討を重ね、賦課金値上げ額（案）を取りまとめ、平成20年1月25日開催の賦課金検討委員会に提出する。

◇賦課金検討委員会等の会議の開催

○賦課金検討委員会、同作業部会、理事会を繰り返し開催し、賦課金値上げ（案）を審議、検討する。会議開催の中で組合員への説明会の開催が提案され、要望があった地区で説明会を開催する。その中で農家の動向や国内情勢の動向等よく知ったうえであるべきことをしてから値上げをとのことで、事務費の節減、特に職員給与等について多くの意見をお聞きする。

◇職員給与等の縮減

○今までに経費の節減に努力してきているが、組合員のためにはそれ以上の努力が必要と判断し、総務委員会、理事会で本格的に協議検討を重ね、組合員の思いを重く受け止め職員給与等の縮減（年間約2,200万円の縮減）を決定し、平成21年4月1日より実施する。

◇臨時総代会（平成21年10月8日）

○議案第8号平成22年度賦課金の改定の議決についてを上程し、審議した結果、平成22年度賦課金は1,000㎡当たり2,000円とすることで可決決定される。

今後は健全財政とするべく毎年決算額について賦課金検討委員会・同作業部会で検証検討する。また、3ヵ年ごとに見直しを含めた検証をすると共に今回と同様の検討を行うことになっています。

以上、2年7ヵ月に及ぶ歳月と49回に亘る会議を開催し決定されました。

総代研修 愛知県明治用水土地改良区を視察



役員と総代で交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度で、平成21年11月26日～27日で愛知県安城市にある明治用水土地改良区を視察した。今回の視察研修は、総代30名、理事1名、事務局3名の34名で実施した。

明治用水が開削される前の安城ヶ原台地には、約2,300haの田がありましたが、明治12年から水路工事が始められ明治13年に幹線水路が完工しました。その後も幹線水路の工事を進め、3年後の明治16年には田が約4,300haとなりました。それ以後も水路の開削が進められ、毎年150ha位ずつ増え続け、明治40年にはほとんどの土地が田

に変わり、8,100haの水田となりました。明治用水の開削は官費ではなく民の出資により完成した特別な歴史を持っています。

当日は、神谷理事長、岩月総務部長、大谷財務課長の出迎えを受け、事前に申し込んでいた研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、研修を行った。

◎明治用水土地改良区の概要

明治用水は、民間人によって計画、開削された経緯から、開削当初から関係村々からの総代を選出し管理に当たってきた。開削3年後には「土功会」を組織し、配水業務は水路総代、井組総代で実施するようになった。その後、普通水利組合を経て昭和27年4月に土地改良区が設立された。

区域は、安城市、豊田市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市、岡崎市の8市で、受益面積は合計5,725ha、組合員数は13,336名、総代は90名、役員は理事11名、監事4名、事務局は理事長が常勤し、事務局長、次長の下、総務部は総務課、財務課、工務部は工務課、用水課、水源管理所の2部4課1所で職員33人で運営されている。(他に出向3人、再任用2人、臨時6人)

賦課金は、地積割で平成21年度は10a当たり経常賦課金4,000円を賦課している。また、明治用水では昭和59年度から組合員割として1組合員に700円を賦課している。農地転用決済金は平成21年度では10a当たり429,375円を徴収している。算定方法は耐用年数を35年とし、経常賦課金相当額の施設耐用年数分を算定している。

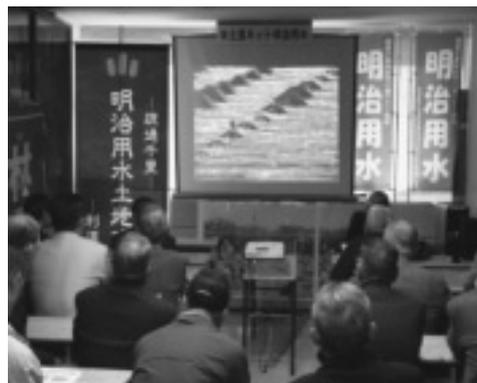


◎平成20年度一般会計収支決算

収入の部		支出の部	
組合費	323,868,010円	事務費	454,631,021円
受託金	516,877,749円	選挙費	1,885,217円
補助金	192,543,400円	徴収費	5,747,180円
補償金	186,898,390円	施設管理費	520,442,431円
借入金	0円	配水管理費	59,919,990円
繰入金	39,920,000円	改良事業費	108,585,841円
財産収入	36,429,087円	借入償還金	0円
雑収入	101,202,258円	諸費	24,271,531円
繰越金	53,155,910円	積立金	172,306,484円
		繰出金	64,080,000円
		予備費	0円
収入合計	1,450,894,804円	支出合計	1,411,869,695円

◎明治用水頭首工

旧堰堤は、明治34年に造られた。老朽化のため昭和25年に国営事業で着工し、昭和33年に工事費 6 億400万円で現頭首工が完成した。その後矢作川の河床が著しく低下して頭首工が損傷したので、昭和53年から昭和59年に、工事費17億4,800万円で国営土地改良施設整備事業で補修された。最大取水量は30立米/秒。



◎幹線水路及び小幹流水路

幹線水路は、明治本流・東井筋・中井筋・西井筋・鹿乗井筋の 5 幹線で計86km、小幹流水路は、幹線から分水される水路で計310km、合計で396kmの水路を管理している。その内233kmが管水路（パイプライン）になっている。管水路化された上部は市が管理し、歩道や公園に整備されている。

◎水管理体制

水管理は、水利施設の高度化と水の合理的利用のため、昭和44年から幹線水路の分水工124ヶ所の直轄管理を行っている。昭和56年から頭首工及び主要な分水工は、明治用水水源管理所内に設置した中央監視制御室から操作監視を行っている。これにより取水、配水の管理を正確かつ迅速に行い、運転管理の合理化、省力化を実現した。

◎水源かん養造林

明治用水土地改良区は、水量の少ない矢作川の水源地を守るため造林事業を行い水源のかん養に努めている。水源かん養造林は、5ヶ所で面積524haを改良区で所有し管理している。



◎賦課金について

経常賦課金の経緯は、昭和59年度から10 a 当たり2,950円、平成8年度から10 a 当たり3,300円、平成18年度から10 a 当たり現行の4,000円とし、改定に当たっては、財務委員会、理事会の承認を得て総代会へ提出し議決を受けている。

賦課金の徴収については、直接徴収しており、徴収方法は1銀行、3信用金庫、JA、ゆうちょ銀行と口座振替をしている。口座振替の割合は92%になっている。

平成20年度の徴収率は99.99%である。（組合員数13,000人以上）

◎受益地の状況

受益面積5,725haに組合員数13,336名で1人当たりの営農面積は約0.4haである。当地域は、かつては「日本のデンマーク」と称せられた多角化営農の農村地域であったが、昭和35年頃から混住化地域へと変容し、現在はほとんどが兼業農家であり、1戸当たりの経営面積は小規模であることから、営農組合による受託農業が盛んである。

◎まとめ

明治用水は、明治期に民間資本により開削された歴史を持ち、農林省の直轄事業で造成された施設を管理する土地改良区とは、その設立過程が異なっている。

水源地にかん養造林を持ち、また、水路もパイプライン化になり、この地域が農業地域であることを忘れさせるような都市型の地域に発展している景観を観ると農業と地域の共存が土地改良区という組織が間に入ることによって成り立ち、また、農業が生き残ることが出来たのも改良区の存在が大きかったと思わざるを得ない。その中で、昭和59年度以降の度重なる賦課金の改定にもかかわらず、99.99%の徴収率を上げていることは、区域に土地改良区がなくてはならない団体として認識され、認められているのであろう。

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成22年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成22年度)

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料	区 域	決 済 金
全 域	1 ㎡ 当たり 9.55円	1 ㎡ 当たり 10円	1 筆 当 たり 1,500円	都 六 区 (パイプライン)	1 ㎡ 当たり 31.27円

尚、都六区地区は、パイプラインの供用開始に伴い1㎡当たり40.82円が必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者から通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

(TEL086-262-0175)